

## 特定非営利活動法人日本介護経営学会倫理指針

### 第1 総則

1. 日本介護経営学会は、会員の、または会員が代表者となり実施する共同研究に携わる会員以外の関係者の、研究実施における倫理的なあり方を示し、かつ研究過程および結果の公表に係る倫理的事項の取り扱いの考え方を示すために、本指針を定める。
2. 日本介護経営学会会員は、研究過程および結果の公表にあたって、科学的誠実さならびに学術的良心が求められることを踏まえて、法令を遵守し、本指針に則って行動するものとする。
3. 日本介護経営学会会員は、研究者ならびに公益に資する事業実践者として、最新の研究成果ならびに方法的到達点を常に意識して行動するものとする。

### 第2 倫理審査の対象となる指針の内容

#### (典拠・引用)

1. 先行業績のオリジナリティーを遵守し、盗作もしくは剽窃の疑いをもたれることのないよう努めなければならない。
2. 他説の引用にあたっては、既に古典となった場合を除き、原著者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示しなければならない。
3. 長文に渡る引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得るべきである。
4. 引用は原典主義を原則とする。原典が入手できない等の止むを得ない場合にのみ、第2時文献からの引用を注記して行うものとする。

#### (事例・既存データを用いた研究)

5. 自験・実践事例および既存データを活用して研究する場合は、当事者を特定できないように匿名化しなければならない。
6. 当事者の実名公表が不可欠な場合には、必ず公表に関する承諾を事前に得るものとし、公表に際しその旨を明示しなければならない。
7. 自験例の事例を使用する場合は、前もって当事者から文書で承諾を得ることを原則とする。
8. 他験例の事例を使用する場合は、(典拠・引用)の規定が適用される。

#### (調査)

9. 調査の実施にあたっては、事前に調査計画書を作成し、所属する機関・組織の倫理審査

手続きを経ることとする。必要な場合には、本学会の設置する倫理審査委員会の審査を受けることができる。

10. 調査の実施にあたっては、調査対象の固有名詞についての匿名性が守らなければならない。
11. 調査用紙（質問紙）の文言は、調査対象の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
12. 調査結果を改ざんしてはならない。
13. 調査の過程は詳細に記録されなければならない。
14. 調査用紙（質問紙）および結果データは、最低5年は保存されなければならない。
15. 他者が行った調査で使用された調査用紙（質問紙）の全部または一部を使用する場合には、その旨を明示しなければならない。

（学説批評・書評）

16. 学説の批評および書評は、対象業績を公正・客観的に批評しなければならない。批評・書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。
17. 批評・書評に対し著者からの要求があった場合には、その反論が許されなければならない。

（査読）

18. 投稿された研究業績の査読を行う過程において、著者と査読者の双方の匿名性が保持されなければならない。
19. 査読者は、投稿された研究業績につき公正・客観的な評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。査読は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。
20. 査読結果に対し著者から要求がある場合には、その反論が許されなければならない。

（二重投稿・多重投稿）

22. 二重（多重）の投稿は行ってはならない。

（学会発表）

23. 学会で発表する場合は、その内容の学術的先端性や方法的独自性について自覚をもって行わなければならない。
24. 固有な事例・調査等に基づく発表については、（事例・既存データを用いた研究）を用いた研究ならびに（調査）の項に従う。

（研究費）

25. 外部資金（研究費）を導入して研究する場合には、その会計を明瞭にし、研究目的に合

致した予算、予算に合致した使用、流用のある場合の理由の明示、支出に関する領収書などの証拠書類の整理保存に努め、その使用が不適切なものであってはならない。

26. 研究費の供与機関および導入機関の定める執行手続きを遵守しなければならない。

(差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語)

27. 研究業績を著書・論文・口頭等で発表する場合に、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる概念・用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。

(共同研究)

28. 共同研究の成員は、研究目的に関連する専門的知識・経験を有する者でなければならない。

29. 共同研究の組織の運営および研究経費の管理は明朗でなければならない。

30. 共同研究の成果の発表にあたっては、構成員は研究過程と成果への貢献度合いに応じた公正な取り扱いをうけるべきものとする。

(アカデミック・ハラスメント)

31. 学会員は、所属組織・機関および上記の共同研究組織において、職務上の権威や研究実施上の権限を濫用して、他者に対し不当な差別や不利益を与えるような行為を行ってはならない。

32. 学会員は、いかなる対象に対しても不当な中傷を行ってはならない。

付 則 1. この指針は 2015 年 7 月 12 日より施行する。